

警察官は正義の味方か？

～米国での調査から～

弁護士 さいざわ ゆ か 採澤友香

1 はじめに

2014年夏、米国ミズーリ州ファーガソンで、丸腰の黒人少年が警察官に射殺された事件とそれに続く大規模なデモや暴動は、日本でも大々的に報道され注目を集めました。その後も警察官の暴行や発砲により黒人その他の有色人種の市民が死亡する事件が相次ぎ、警察官による人種差別であるとして社会問題化しました。

しかし、警察官の「ターゲット」となり易いのは有色人種の市民だけではありません。

障害のある人もまた、その障害特性への無理解から、警察官による不当な暴力の被害者となることが多いのです。

私は、ファーガソン事件発生直後の2014年秋から2年間、米国に滞在する機会を得ました。滞在中、米国の障害者支援NPOからのアドバイスを受け、障害のある人に対する警察官の不当な取り扱い（英語のメディアでは”police brutality”（「警察の残忍な行為」）と表現されることが多いです。）について、近時、どのような事件が、どれくらいの頻度で発生しているのかを調査しました。そして、訴訟において警察側の責任がどのような理屈で認められているのか（または認められていないのか）という点も調査しました。

ここでは、調査したものの中からいくつかの具体的な事例をご紹介しますとともに、日本の事例と今後の課題について簡単にご報告したいと思います。

2 米国における障害者の警察による被害の実態

(1) 7年の間に30件以上の事件が発生

ワシントンポスト紙の統計によると、米国では毎年1000名近くの市民が警察官に射殺されているとのことです。銃撃戦など、警察官がやむにやまれぬ事態で発砲する例もありますが、丸腰の市民に対して発砲する例も少なくありません。私も、米国滞在中は、強盗や暴漢だけでなく警察官にも出会いたくないと、少なからず警察に対する恐怖心を抱いておりました。

さて、私が調査したのは、2008年から2014年までの期間で、調査手法は専らインターネット記事の検索でした。障害者が被害に遭った事件を紹介する個人のブログがあり、そのブログの記載をたよりにネット検索をして一つ一つの事件の内容を確認していくという地道な作業を行いました。そのため、この期間中に発生した全ての事件を網羅できているわけではありませんが、障害者（または何らかの

障害があったと推測できる人)が巻き込まれた事件は、私が見つけたものだけでなくとも31件発生していました。

そのうち27件において被害者は死亡(うち16件は射殺、4件はスタンガンの使用によるものでした。)

被害者のうち23人は精神障害(確定診断のあった人もいれば、診断を受けていないが精神障害の症状を呈していたという人もいます。)、4人は自閉症、1人はダウン症、2人は聴覚障害でした。

7人の被害者は何らかの「凶器」(ねじまわしやトンカチを含む)を所持していましたが、それ以外の被害者は丸腰でした。

精神障害の影響等で、警察官が到着したときには既に攻撃的な状態になっていたという事例も複数ありましたが、警察官の不適切な言動により興奮状態に陥り事態が悪化していったという事例も多数あり、また、不穏な挙動をしているわけではないにもかかわらず警察官の判断ミスにより痛ましい結果が生じたという事例もありました。

(2) おもちゃのピストル・映画のチケット1枚

例えば、警察官の判断ミスの代表的な事例としては次のようなものがありました。

自閉症の男性がおもちゃのピストルを持って道を歩いていたところ、警察官に出くわした。警察官が「凶器 (weapon) を下ろしなさい」と指示したのに対し、自閉症の男性はその指示の意味が分からず、また突然警察官の指示を受けたので怖くなり、おもちゃのピストルを下ろさなかった。警察官は男性を射殺した。

今回の調査で、米国の警察官は対象者が指示に従わない場合(特に何らかの凶器に見えるものを持っている場合)、それ以上の職務質問や身体検査等を行うことなく非常に早期の段階で発砲するということがよく分かりました。

上記の事例のほか、精神障害者の療養施設で、入居者が攻撃的になり自傷他害の恐れがあったため、通報を受けた警察官がその居室に立ち入ったところ、車いすに乗った入居者がペン(のようなもの)を手にとって振りかざした瞬間、警察官がその入居者の頭部を撃って射殺したという事例もありました。

一般人でも容易に銃を入手できる社会なので警察官が警戒するのはやむを得ないのかもしれませんが、それにしてもひどい有様です。

また、警察官が事態を悪化させていった事例としては次のようなものがありました。

ダウン症の男性が映画館で映画を見終わり、もう一度同じ映画を見たいと思って席に座り続けていたところ、男性が次に上映される映画のチケットを購入していなかったため、映画館の支配人が警察に通報した。駆けつけた警察官は無理やり男性を外に連れ出そうとした。映画を一緒に見ていた男性の友人は警察官に対し、男性がダウン症であり無理強いをされると興奮して攻撃的になることを伝えたが、警察官はなおも男性を無理に連れ出そうとした。これに対して男性が抵抗したため、警察官は男性に手錠をかけたうえで押し倒し、数人で押さえつけたところ、男性は窒息死した。

「チケット1枚のために殺された」。

この事例を取り上げた記事の見出しです。

警察官が、友人の忠言を受け入れて男性の障害特性を理解し、冷静に対処していれば、男性は興奮することもなく殺されることもなかったのではないか。やりきれない事件です。

統合失調症の男性が自ら警察に緊急通報（日本で言う110番）し、繰り返し訳のわからないことを叫んだ。駆けつけた警察官らに対し、自宅にいた男性の父親は男性に精神障害があることを告げたうえ、男性の住む離れへと案内した。その間、警察官らは男性の精神障害の症状や、当時の精神状態等について詳しく尋ねることをしなかった。

警察官は男性に自傷の危険があることを危惧し、繰り返し男性の部屋のドアを叩き、警察官が来たことを告げた。男性は繰り返し「一人にしてくれ」と叫んでいた。最終的に警察官は男性の部屋のドアを開けて中に入りこもうとしたが、警察官は男性が斧を持っていることに気付いたため、男性にスタンガンを押し付け制止しようとした。それでもなお男性が斧を持ちながらドアを閉めようとしたので、警察官が発砲し、男性は死亡した。

精神障害等の症状により自傷の危険がある場合、警察官は本来その人を保護する役割を果たすべきであるにもかかわらず、逆に自らの手で死亡させてしまうという事例も少なくありませんでした。

特に、この事例は、警察官が無理やり部屋の中に入ろうとしたために男性がより一層攻撃的になってしまったものであり、事態を悪化させたうえ、部屋にただ閉じ

こもりただけの被害者を判断ミスにより射殺してしまうという二重の過ちを犯したものです。

この事件について男性の遺族は、訴訟を提起して警察官らや警察官を監督すべき市の法的責任を追及しました。裁判所の判断については後述します。

3 米国における警察官らの法的責任の追及

(1) 米国の障害者差別禁止法

米国では、1973年のリハビリテーション法504条の立法により、世界に先駆けて障害者差別禁止措置が規定され、さらに、1990年、「障害のあるアメリカ人に関する法律」（通称「ADA」）という、より網羅的な障害者差別禁止法が成立しました。

ADA第2編は、公的機関による差別禁止を規定しています。

「全ての資格を有する障害のある個人は、その障害を理由として、公的機関の提供するサービス、プログラム、活動に対する参加から排除されてはならず、それによる利益の享受を否定されてはならず、または、公的機関によって差別されてはならない。」

そして、ここで定める「差別」には、障害を理由とする不利益取り扱いだけではなく、公的機関がその人の障害に応じた「合理的配慮」を提供しないことも含まれます。

警察機構は「公的機関」であるとして、その行為にADAの適用がありうることは前提とされているようです。

もっとも、いかなる場合に、警察官が「合理的配慮」を提供しなければならないかという点については議論があります。特に、本稿で取り上げてきたような、緊急通報を受けて現場に警察官が駆けつけてきたような場合や通りすがりに警察官が職務質問をするような場合は、自傷他害の危険を即時に取り除く必要性等を重視して、「合理的配慮」の提供義務自体を否定する裁判例もあります。

他方、警察官の緊急事態における行為についても、警察官の「合理的配慮」提供義務があるとしたうえで、当該状況の緊急性（自傷他害の危険など）は「合理性」を判断する際の重要な要素であるとするのが多数派の考え方になりつつあるようです。

ただ、一般的にはこのような考え方がとられていますが、実際に警察官やこれを管轄する公共団体の民事責任が認められた例は多くありません。

また、ADAの枠組みとは異なりますが、警察官の殺人罪等の刑事責任が認められた例は皆無と言ってよいでしょう。

(2) 警察官に対するトレーニング

このような状況下、前述 2 の統合失調症の男性が自宅で射殺された事件について、裁判所は、以下のように判断し、警察官らを管轄する市が、警察官らに対して、(精神)障害のある人に対応する際のトレーニングを怠ったというトレーニング義務違反を認めました。

「市の警察官に対するトレーニング義務の懈怠により、当該警察官は統合失調症の被害者と不必要な(しかし極めて予測可能な)衝突が引き起こされた。被害者が撃たれた時点では、被害者は自宅におり、何ら罪を犯したわけではなく、1 人にしてくれと叫んでいた。もし当該警察官が警察の指針に従って(たとえ最小限であっても)トレーニングされていたならば、この事件は起こらなかったであろう。しかしながら、警察官らは被害者の自宅に押し入り、被害者の死を招くような事態を引き起こしたのである。」

このような警察官に対するトレーニングの必要性については他の多くの裁判例(警察官らの法的責任を認めなかった事例も含めて)でも言及されており、和解の内容として、「今後、市は、所属する警察官に対するトレーニングシステムを強化する。」等の条項を取り入れる例もあります。

しかしながら、トレーニングシステムの強化を約束したはずの警察署の管轄地域で再び同じような事件が起こる場合もあり、全米的にはまだ十分なトレーニングが行われているわけではないというのが現状のようです。

4 日本の状況

米国での障害者に対する「警察の残忍な行為」、実は日本も他人事ではありません。

2007 年 9 月、佐賀県において、知的障害のある男性が車道を自転車で走行していたところ、パトカーで追跡を受け、最終的には数人の警察官に取り押さえられている最中に呼吸困難に陥り死亡するという事件が発生しました。

男性は、当初、蛇行走行をしていたためにパトカーの拡声器で注意されたのですが、怯えた男性が自転車を加速したために警察官らはサイレンを鳴らして後を追いかけてきました。その後、興奮してコミュニケーションをうまくできずに暴れる男性につき、警察官らが「精神錯乱の状態にある」と判断して強い力で取り押さえる等したのです。

これは、前述の米国における事例と同じく、警察官自身が状況を悪化させたものであるといえます。

男性の遺族は、佐賀県を相手取り、警察官らの過失を主張して提訴しましたが、残念ながら、最高裁まで争ったものの、警察官らの過失は認められませんでした。

ただし、第 1 審の佐賀地裁が、一般的に警察官らが知的障害のある人に対応する際にその障害特性に応じた措置をとる義務を認めなかったのに対し、控訴審の福岡高裁は、以下のように判断して、警察官らの一般的な義務を認めました。

当該事例における警察官らの過失を認めなかったという点では不十分ですが、警察官らの一般的な義務を明らかにしたという点では一定程度評価できるでしょう。

「(事件当時、全国の警察署には、社会福祉法人手をつなぐ全国育成会等が作成した知的障害者を理解するための警察官向けハンドブックが配布され、また、警察庁も「障害をもつ人への接遇要領」を作成していたこと等から)その職務の相手方が知的障害者であることを認識している場合において、警察職員に、当該職務の相手方たる知的障害者に対し、ゆっくりと穏やかに話しかけて近くで見守るなど、その特性を踏まえた適切な対応をすべき注意義務があることは明らかであるし、また、一定数の知的障害者が街の中でアパートを借りたり、グループホームに住んで生活し、働いたりするという本件当時の我が国の状況に照らすと、その職務の相手方が知的障害者であることを認識していない場合においても、相手方の言動等から知的障害等の存在が推認される場合においては、上記注意義務を負う場合があるというべきである。」

5 さいごに

コミュニケーション等に障害のある人は、ときにその理解されにくい言動のために警察官と対峙しやすく、逆に言えば、警察官は相当の頻度で障害のある人と接することになります。この場合、警察官は、障害のある人を犯罪者のように扱うのではなく、守られるべき存在として適切に対応する必要があります。障害のある人にとって「正義の味方」になる必要があるのです。

昨年(2016年)4月、行政機関による障害者への合理的配慮義務等を盛り込んだ障害者差別解消法が施行され、障害の有無にかかわらず分け隔てなく共生できる社会実現のための法整備が一歩進みました。

この法律を生かすも殺すも我々法律家の手腕にかかっています。今後、同じような悲劇を繰り返さぬよう、障害者差別解消法等の規定を足掛かりにして、障害のある市民への対応につき、警察官に対してより一層の周知徹底がなされ、必要なトレーニングが施される等の方策を構築すべく、前進したいものです。